

ございんマルシェ実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、ございんマルシェ実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(所在地)

第2条 本会の事務所を実行委員長の自宅におく。

(目的)

第3条 実行委員会はございんマルシェの企画・運営を行うことにより、生産者と住民の交流を通して地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ございんマルシェの企画・運営に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第5条 実行委員会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生産者
- (2) 実行委員長が認めた者

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置くものとする。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 役員は委員の互選により選出するものとする。

(役員職務)

第7条 実行委員長は、実行委員会の事務を統括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ある時は職務を代行する。
- 3 会計は、実行委員会の会計を担当する。
- 4 監事は会計を監査する。

(役員及び委員)

第8条 役員及び委員の任期は、第3条の目的を達成する日までとする。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議長は、実行委員長があたる。
- 3 議事の決定は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、実行委員長が会議に諮り別に定める。

(運営費)

第10条 実行委員会の運営経費は、参加費、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

附 則

この規約は、令和6年6月25日から施行する。

この規約は、令和7年6月10日から施行する。